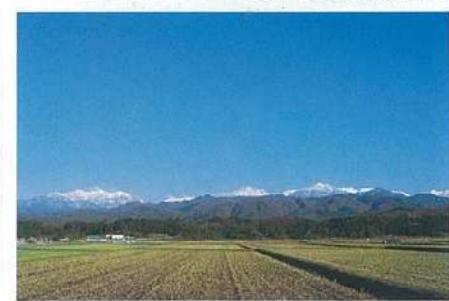
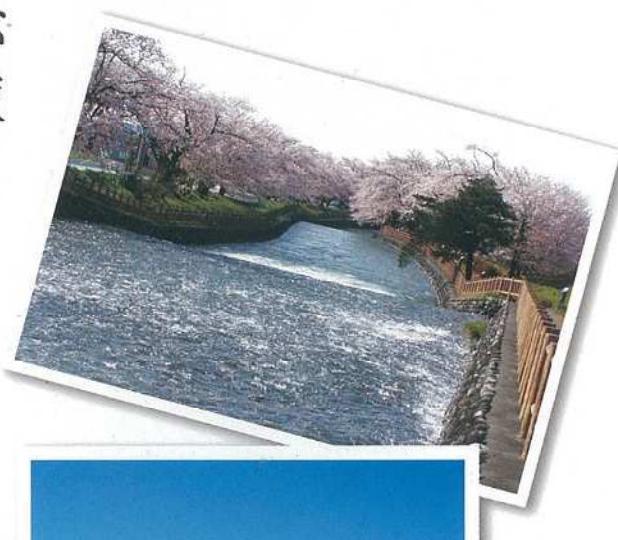
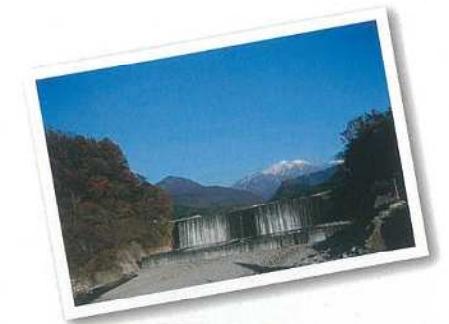




水と緑といのちが輝く
景観づくりをめざして



立山・大山地区景観づくり重点地域



重点地域における景観づくりの基本目標

- 立山連峰や常願寺川の眺望に配慮し、生かす景観づくり
- 豊かな緑とうるおいある水辺を守り育てる景観づくり
- 立山信仰の歴史と文化が息づく景観を守り、生かす景観づくり
- 山岳観光地立山を訪れる人に心地よい、もてなしの景観づくり

各地域における景観づくりの基本方針

1 平野部沿道地区

山岳観光地立山へのアプローチにふさわしい景観づくり

- 立山連峰、河岸段丘の眺望景観の保全
- 自然景観や田園景観に調和する沿道景観の形成
- 屋敷林を伴う散居集落や豊かな田園景観の保全

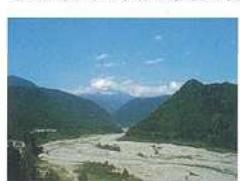


立山連峰や河岸段丘の連続した緑の崖線を背景に、散居集落や田園が緑豊かで広がりのある景観を形成しています。

2 常願寺川沿川地区

雄大な立山連峰や常願寺川の眺望を生かした景観づくり

- 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全
- 自然景観等に調和する沿道景観の形成
- 常願寺川の自然景観、棚田の景観の保全



立山連峰を背景に常願寺川の雄大な河川景観や棚田景観が広がりを見せています。

3 岩崎寺地区

立山信仰の風情が感じられる景観づくり

- 立山信仰の風情を生かした町並み等の景観形成
- 豊かな水と緑の景観の保全
- 社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全



雄山神社をはじめとする社寺、黒瓦・漆喰等の古くからの佇まいを残す建物や点在する石仏など、風情ある歴史・文化的景観や常東合口用水の緑豊かな河川景観が特徴となっています。

4 吉峰地区

緑にあふれ、木のぬくもりが感じられる景観づくり

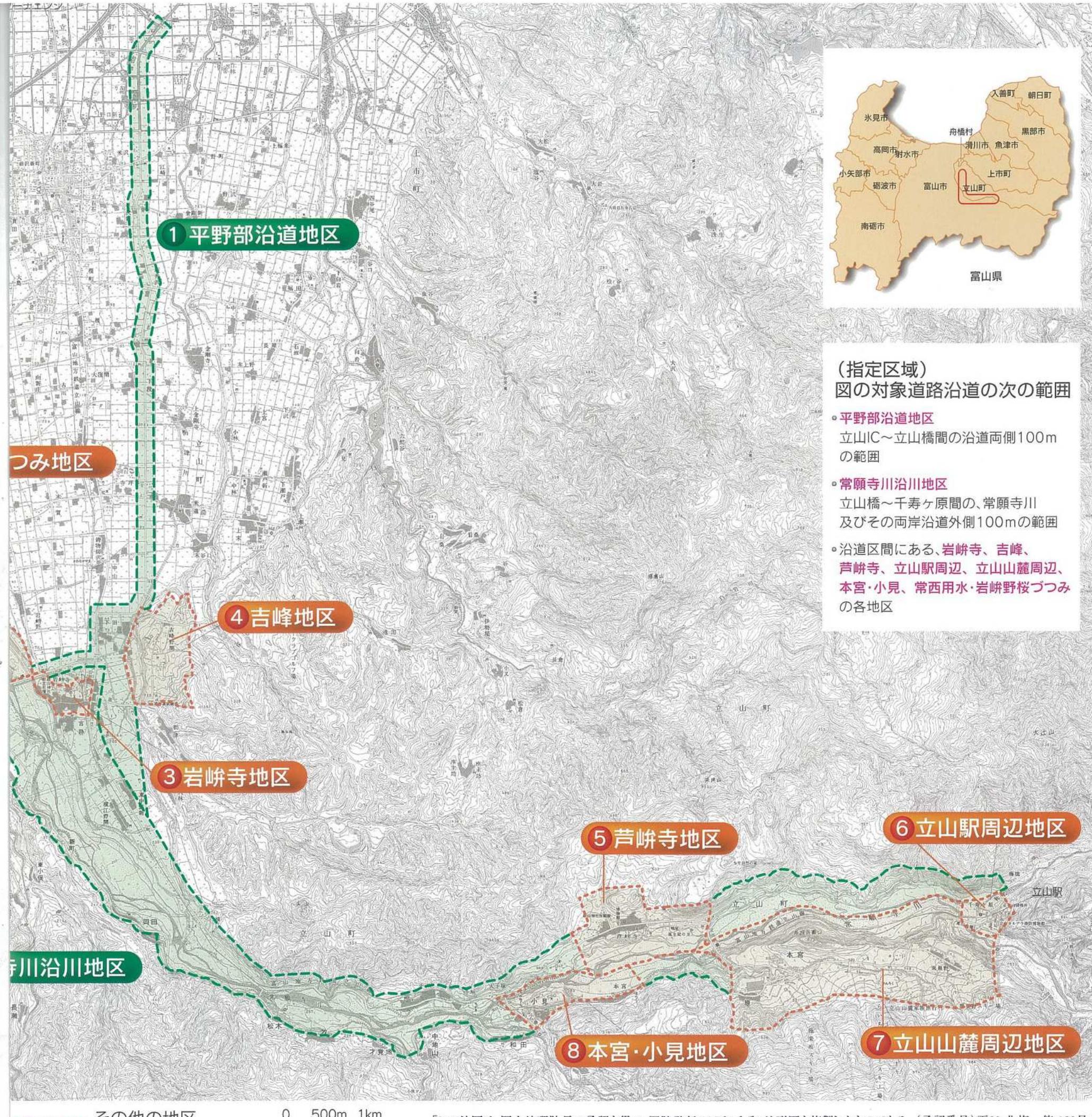
- 緑豊かな統一感のある住宅地、レクリエーション基地の景観形成
- 豊かな森がつくる自然景観の保全
- 立山連峰、富山平野の眺望景観の保全



グリーンパーク吉峰やスギの展示林等の緑豊かな景観、立山連峰の眺望景観及び木を生かした統一感のある住宅地の景観が特徴となっています。



----- 沿道・沿川地区 -----



5 芦嶽寺地区

立山信仰の歴史が感じられる景観づくり

- ・立山信仰の風情を生かした町並み等の景観形成
- ・社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全
- ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全



立山連峰の眺望景観と雄山神社をはじめとする社寺・宿坊・石仏群等の立山信仰の風情が感じられる歴史・文化的景観が特徴となっています。

6 立山駅周辺地区

山岳観光地立山への玄関口にふさわしい景観づくり

- ・山岳景観に調和した魅力ある景観の形成
- ・山並みや河川の眺望景観の保全



山岳観光地立山への玄関口である立山駅周辺には、山岳景観に配慮した建物がみられ、真川、称名川の美しい渓流の眺望景観が特徴となっています。

7 立山山麓周辺地区

四季を通じたリゾートにふさわしい景観づくり

- ・豊かな自然に調和した魅力あるリゾート景観の形成
- ・立山連峰やスキー場等の眺望景観の保全

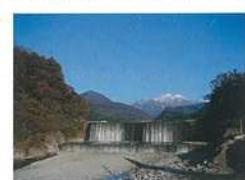


山林に囲まれた山岳景観とリゾート地の雰囲気が感じられる建物、沿道からの立山連峰やスキー場等の眺望景観が特徴となっています。

8 本宮・小見地区

山麓の暮らしが感じられる景観づくり

- ・歴史と風土に培われた山麓集落の景観形成
- ・水辺空間を生かした景観の形成
- ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全



本宮砂防えん堤をはじめとするうるおいある水辺の景観、社寺や黒瓦・漆喰壁の住宅など、古くからの佇まいが感じられる建物が残っています。

9 常西用水・岩嶽野桜づみ地区

河川の歴史を感じられる景観づくり

- ・河川の歴史を生かした緑豊かな水辺の景観形成
- ・周辺の農地や水辺景観に調和した住宅地の景観形成
- ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全



雄大な常願寺川の河川景観や常西合口用水、桜づみ等の緑豊かな水辺の景観とともに、佐々堤や殿様林等の歴史的な景観を有し、立山連峰や散居集落の眺望が特徴となっています。

1 景観づくり重点地域とは

私たちのふるさと富山は、まとまりのある地形の中に、先人の営みと自然との関わりの中でかたちづくられ、親しまれ、守られてきた立山連峰などの山並みの眺望、砺波散居村や黒部川扇状地などの平野の眺望、海越しに立山連峰や能登半島が望める富山湾の眺望など、山、里、海の多彩で変化に富んだ景観を有しています。

これらの景観を保全し、より良い姿で次代に伝えていくために、平成14年9月に富山県景観条例を制定しました。

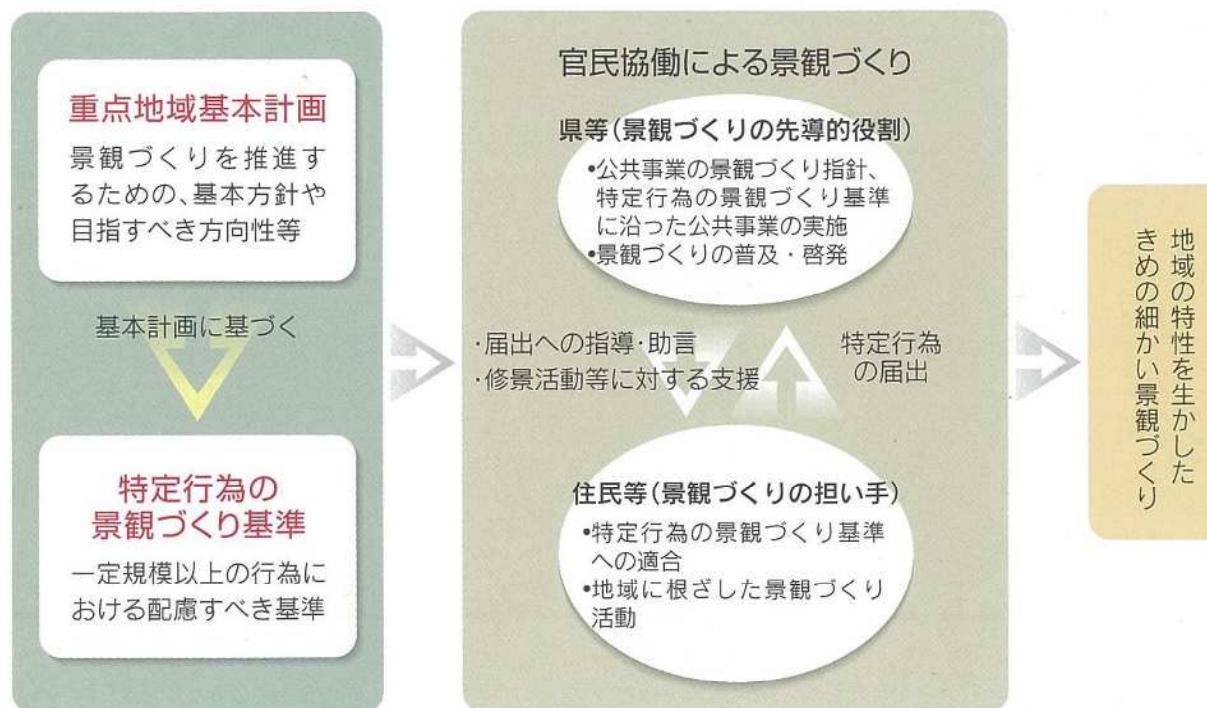
「景観づくり重点地域」は、富山県内の優れた景観の中でも、特に県民に親しまれ、県の顔となる地域や新たに良好な景観を形成していく地域を指定し、県民、事業者及び市町村の協力のもと、きめ細かく、積極的な景観づくりを推進していくものです。

今回、日本を代表する山岳観光地立山へのアプローチとなる立山インターから千寿ヶ原に至る沿道及び常願寺川沿いの地域を富山県景観条例に基づく「景観づくり重点地域」の第1号として指定しました。

2 景観づくり重点地域指定による景観づくり

立山・大山地区景観づくり重点地域では、景観づくりに関する「重点地域基本計画」を策定し、良好な景観づくりを推進するための基本目標と地域を9つの地区に分け、地区ごとに景観に関する特徴を踏まえた景観づくりの基本方針を定めたほか、景観づくりを推進するための地域住民、県及び市町等の役割などについて定めました。

また、建築物の新築・増改築や土地の造成など、景観に影響を与える行為(=特定行為)を行う際に、地域の景観が損なわれることのないよう配慮すべき事項を定めた「特定行為の景観づくり基準」を策定し、景観づくりの誘導を図るとともに、住民等による景観づくり活動に対する支援や、景観づくりに資する公共事業の推進など、地域住民、関係市町等と連携して、地域の特性を生かした景観づくりを推進します。



3 届け出の対象と特定行為の景観づくり基準について

これまで、「富山市景観まちづくり条例」や「立山町みどり維新の景観まちづくり条例」により、建築物の新築、増改築や土地の造成などについて、一定規模以上の行為(大規模行為)を行う場合には事前に届け出もらい、それぞれの景観づくり基準へ適合するよう指導、助言が行われていました。

景観づくり重点地域においては、大規模行為にあたらない規模のものも事前届出の対象としてさらにきめ細かく、景観づくりの誘導を図ります。

届け出の対象となるもの

特定行為の種類		特定行為の規模
建 築 物 等	建築物	・建築面積10m ² 超
	①煙突、高架水槽等	・高さ5m超
	②電線路等(電柱等)	・高さ5m超
	③広告塔、広告板等	・高さ5m超又は表示面積5m ² 超
	④擁壁、さく、堀等	・高さ1.5m超
	⑤遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、立体駐車場、ごみ処理施設等	・高さ5m超又は建築面積10m ² 超
土地の区画形質の変更		・面積300m ² 超かつ法面・擁壁の高さ1.5m超
屋外における物品の集積又は貯蔵		・面積100m ² 超又は集積・貯蔵の高さ1.5m超
鉱物の掘採又は土石の類の採取		・面積300m ² 超又は法面・擁壁の高さ1.5m超
木竹の伐採		・高さ10m超又は伐採面積300m ² 超

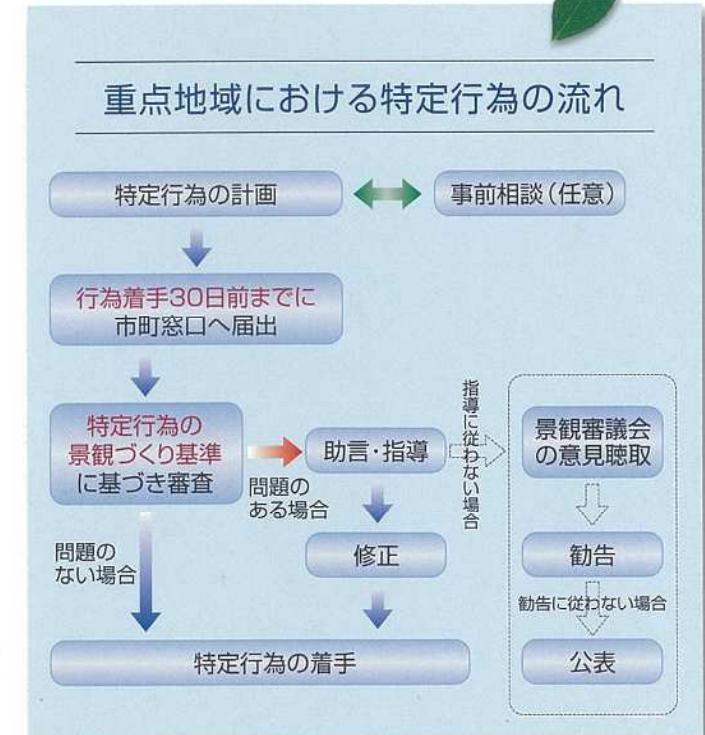
※通常の管理行為、軽易な行為等の場合は適用が除外されます。

※富山市景観計画や立山町の条例に基づく、届出対象となるものについての手続きは従前どおりです。

「特定行為の景観づくり基準」では、基本事項のほか、特定行為の種別ごとに、以下の項目についてそれぞれ、配慮すべき事項を定めています。

特定行為の景観づくり基準の概要

1 建築物	2 工作物
(1)位置	(1)位置
(2)形態及び意匠	(2)形態及び意匠
(3)色彩	(3)色彩
(4)素材	(4)素材
(5)敷地の緑化	(5)敷地の緑化
(6)その他	(6)その他
3 土地の区画形質の変更	4 屋外における物品の集積又は貯蔵
(1)土地の形状	(1)集積又は貯蔵の方法
(2)土地の緑化	(2)遮へい
(3)法面の外觀	
5 鉱物の掘採、土石の類の採取	6 木竹の伐採
(1)遮へい	(1)伐採の方法
(2)跡地の形状	(2)跡地の緑化
(3)跡地の緑化	



このパンフレットに関するお問い合わせは

富山県土木部建築住宅課景観係

〒930-8501 富山市総曲輪1番7号 TEL:076(444)9661 FAX:076(444)4423
イターネット(お問い合わせフォーム) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/form.html